

平成 10 年 4 月 30 日参議院（地方行政・警察委員会）

■渡辺四郎委員

特別区の財政運営の自主性を具体的にどのように高めていくかという視点から考えた場合に、法案の改正後も財政の基本は都と区の合算制度ですので、特別区の自主性を高めると言っておりますけれども、先ほど言いましたように都から移譲される税目は三税で額も多くない、特定した特別区だという、そういう中で、自治省として自主性を高めて行くものとして具体的にどういうものが考えられるのか、あるいは想定がされるのか、そこらについて何か考えがあれば示してもらいたいと思うんです。

■二橋政府委員（自治省財政局長）

この都区財政調整制度の今回の改革は、特別区の自主性、自立性を財政運営面において高めていく、また安定性を高めていくということにございます。

先ほど来申し上げておりますように、そういう観点から、この財調制度の狙いなりあるいはそのもとになります財源なりを法律で定めることによって財源保障機能をより明確化、安定化させようということ、それから金額の上におきましては、いわゆる総額補てん主義ということがともすれば特別区の都に対する依存心を助長するというふうな指摘もございまして、それを廃止することにして、中期的にそのところは都と特別区間の財源の配分割合を安定化させるということをねらっております、そういう形で特別区の財政の自主性を高めると、それだけ責任は重くなってくるわけでございますけれども、そういう形で都と特別区間の財政の責任関係もより明確化していくということを考えて今回の改正を提案申し上げておるわけでございます。

各年度におきましては、仮に今の総額補てん主義を廃止することによりまして財源が不足する場合には、地方交付税制度で言いますようないわゆる調整率によって案分をして特別区の財調の額を定めていく。

より中期的には、**清掃事業なんかもその一つでございますが、これから新しい事務が特別区の分担になっていく、あるいは行政需要が新しく付け加わってくるということも当然あり得るわけでございまして、その結果、今の調整三税の割合がそういう事務配分と要するに見合わないというふうなことになる場合には、これも交付税制度でいます6条の3第2項のような、継続して著しい財源不足が出る場合にはこの調整割合を変更するというふうなことをこの地方自治法の施行令で定めておるわけでございます。**

そういう形で都区間でその都度適切な協議がされて、結果的に特別区の財政の自主性あるいはその責任の明確化ということが図られていくということを期待しておるわけでございます。

平成 10 年 4 月 30 日参議院（地方行政・警察委員会）

■渡辺四郎委員

例えば改正案によって清掃関係なんかの事務を移管した場合に、これらの執行経費ということになれば特別区の基準財政需要額が相当膨らんでくるわけです。そういうことの中で、現在あります特別区に交付されている調整三税の 44%の交付金なんかはやっぱり大きく見直さなきゃいけないんじゃないか、法律そのものにも調整割合については変更するというのもうたわれておりますから、この三税の 44%の交付割合をやっぱり大きく増やさなければ私は区の運営はできないんじゃないかという気がいたしております。

■二橋政府委員（自治省財政局長）

清掃事業等が特別区に移管されます場合には、その実施に要します経費は当然都の負担から特別区の負担に変わってまいります。

したがいまして、この都区財政調整制度におきましては、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように財調交付金を交付するということでございますから、財調制度の基準財政需要額に算入をしていくことが必要になってまいります。

したがいまして、一般的には現在の都条例で定められております調整割合 44%を引き上げる必要が生じてくるということも予想されるわけでございまして、具体的には平成 12 年 4 月の法施行時期を目途に都と特別区との間の話し合いによりまして、これらの経費が賄えるように改めて適切な調整割合が設定されてくるものというふうに考えております。

自治省といたしましても、今回の改正の趣旨を踏まえまして、特別区の自主的な財政運営に支障が生ずることがないように、地方自治法の規定に基づきます助言、勧告ということが 282 条にうたわれておりまして、それ等によりまして適切に対応してまいりたいと考えております。